



広労発基第 152 号の 2
平成 25 年 3 月 27 日

関係団体各位

広島労働局労働基準部長



死亡災害の撲滅に向けた緊急要請について

労働基準行政の推進につきましては、平素からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、全国の労働災害発生状況が平成 22 年以降 3 年連続の増加傾向という事態を受け、広島労働局管内におきましては、昨年 10 月に労働災害の減少に向けた取組を関係団体・関係事業者団体に要請したところです。

また、昨年 10 月以降、当局管内において死亡者数が急増する事態を受け、年始に死亡災害の多発状況を周知するとともに、死亡災害の撲滅に向けた取組を要請したところです。

その後、当局管内における休業 4 日以上之死傷者数は対前年比で微減（平成 25 年 2 月末現在）しておりますが、死亡者数につきましては、平成 24 年 10 月～12 月の間 13 人、平成 25 年 1 月～3 月の間（26 日現在）9 人で、昨年 10 月以降現在までの半年間で既に 22 人となり、過去 2 年の同期間を上回る状況であり、誠に憂慮すべき事態となっています。

つきましては、年度替わりのご多用な時期とは存じますが、改めて貴職を始め、関係団体・関係事業者団体の皆様方に、死亡災害の撲滅に向けた取組を緊急に要請いたします。

併せて、別添資料をご活用いただくとともに、下記の事項について、会員事業場等への周知につきましても特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 危険有害性の「見える化」を進め安全意識の高揚を図ること

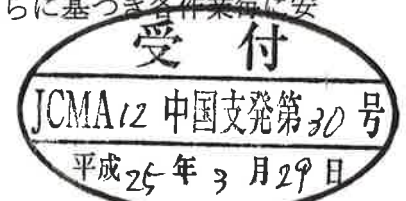
- ・危険箇所や有害要因の情報を掲示等により事業場内で共有し、有効な対策につなげるとともに作業者の注意喚起を促す。

2 作業開始前に危険要因を洗い出し安全確認を励行すること

- ・危険性や有害性を特定しリスクの低減措置を図るとともに、危険予知活動を行い安全作業の徹底を図る。

3 安全作業のための基本事項の遵守を徹底すること

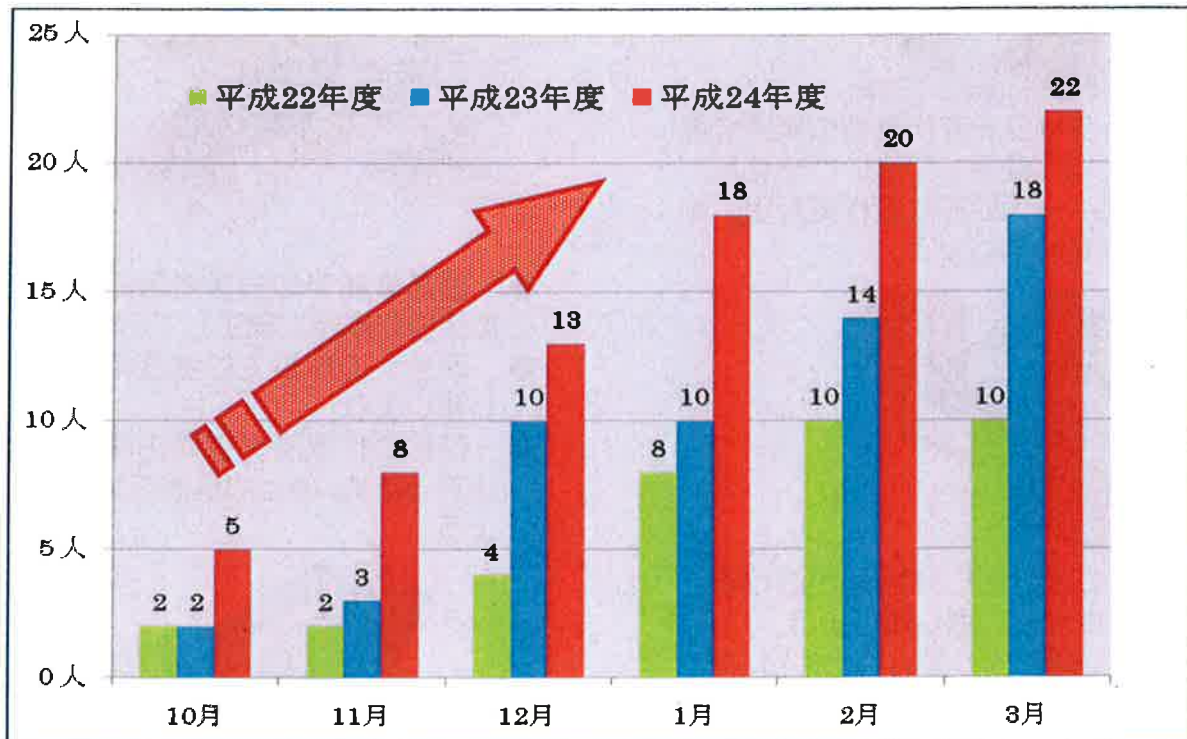
- ・作業手順書や作業マニュアルを作成、整備するとともに、これらに基づき各作業毎に安全教育を行い安全作業の遵守徹底を図る。



死亡災害が多発しています！

平成24年10月～平成25年3月の間(3月26日現在)

22人が死亡！ 過去2年を上回るハイペース



<各年10月以降の累計を示す>

死亡者数は平成23年度の10月～3月まで18人でしたが、本年度は平成24年10月～12月に13人、平成25年に入り9人（3月26日現在）で10月～3月の間では22人となり過去の2年を上回っています。

<主な業種の災害>（平成24年10月～25年3月）

商業は7人で、交通災害が多く6人です。

建設業は7人で、①木造家屋の解体工事現場で2階から墜落したもの。②河川工事現場において、ダンプトラックからドラグ・ショベルを降ろしていた際に横転して下敷きになったものなどです。

製造業は4人で、①機械装置の搬入作業中に挟まれたもの。②クレーンで荷降ろし作業中に墜落したものなどです。

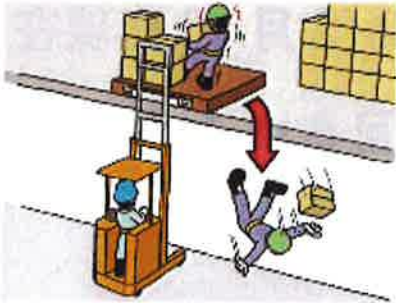
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
商業	0	6	7
建設業	2	5	7
製造業	3	1	4
その他	5	6	4
合計(人) (10月～3月)	10	18	22

広島労働局・各労働基準監督署

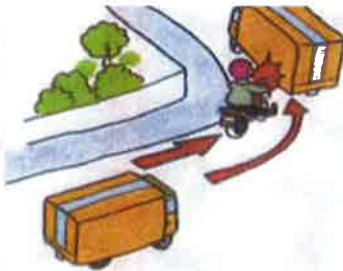


作業前に安全を再確認しましょう。

運搬機械・乗物による災害の防止



- フォークリフトを作業者の昇降や荷のつり上げに使用してはいけません。
- 作業スペースに応じた作業計画、制限速度を定めましょう。



- 4輪車の運転席には死角があります。走行車両に注意しましょう。
- 二輪の交通事故の多くは出会頭、右折時に発生しています。
- 「信号よし!」、つぶやき呼称で安全を確認しましょう。

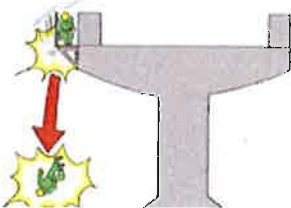
- 交通ルールへの遵守、過積載の防止により安全運行に努めましょう。
- 余裕のある運行計画で安全運転を心がけましょう。
- 安全運転は体調管理から。体調の悪い時は管理者に報告しましょう。



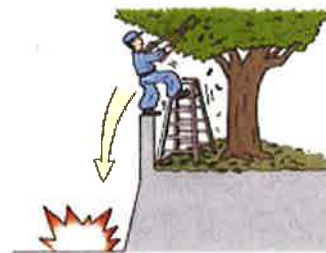
- 運送事業での労働災害の約7割は荷役作業時に発生しています。
- 荷台上の作業では保護帽を着用しましょう。
- 荷締め作業時の車両の逸走を防止するため、歯止め措置を講じましょう。



墜落・転落災害の防止



- 高所作業では、足場、作業床を設置し、手すり等の墜落防止措置を講じましょう。
- これが困難な場合、安全ネットの設置、安全帯の使用を徹底しましょう。



- 脚立の天端は足場に使用しない。脚立足場（馬足場）を組みましょう。
- 足もとは2m未満でも、多くの場合、頭の高さは2mを超えています。
- 移動はしごは、建物に固定する等転移防止措置を講じましょう。